

## 認定ガイド認定制度実施要綱

この要綱は、屋久島町エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）が行う認定ガイドの認定に関し必要な事項を定める。

### （認定制度の目的）

第1条 この制度は、協議会が掲げるエコツーリズムの主旨にのっとり、屋久島町におけるガイドの資質の向上と業務の適正な運営を確保するための資格を定め、屋久島町の観光を牽引する人材として、安心安全な自然体験の提供や屋久島・口永良部島の自然特性、歴史及び伝統文化を理解し紹介することで、保全と活用の調和による屋久島・口永良部島の価値や魅力を発信し、利用者に利便の増進を図るとともに、屋久島町への来訪及び滞在を促進し、観光振興及び世界自然遺産を擁する屋久島町を後世に引き継ぐための環境保全並びにエコツーリズムの推進に寄与することをもって、独自のガイド制度の確立に資することを目的とする。

### （対象）

第2条 この制度の対象は、屋久島町エコツーリズム推進協議会認定ガイド（以下「認定ガイド」）として認定を受け、認定ガイドの名称を用いて、主に屋久島町内において利用者につき添い、有料で案内したり解説したりする者をいう。

### （認定の申請）

第3条 認定ガイドの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、屋久島町エコツーリズム推進協議会会長（以下「会長」という。）に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 認定ガイド認定申請書（様式第1号）
- (2) 別表1に掲げる提出書類

### （認定等）

第4条 会長は、前条の規定による申請があった場合には、次条の規定により認定を拒否する場合を除くほか、認定申請者に申請内容が適合している旨を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた認定申請者は、会長に認定手数料を納付するものとする。
- 3 前項の認定手数料の納付は、通知を受けた日から十日以内に納付しなければならない。
- 4 会長は、第2項の認定料の納付があったときは、速やかに申請者を認定ガイドとして認定するものとする。
- 5 認定に係る手数料は7,200円とし、廃止及び休業、停止、失効並びに抹消による返納はしない。

### （認定の拒否）

第5条 会長は、認定申請者が次の号に該当するときは、その認定を拒否しなければならない。

- (1) 第14条の規定により認定ガイドの認定を抹消され、認定が抹消された日から三年を経過しない者
- (2) 申請書類のうち、重要事項について虚偽の記載があるとき

### （認定証書の交付）

第6条 会長は、第4条の認定を行ったときは、申請者に認定ガイド認定証書（様式第3号）を交付する。

（認定の有効期間）

第7条 第4条第4項の認定ガイド認定の有効期間は、同条第4項の認定を受けた日から起算して2年を経過した年度の3月31日までとする。但し、認定に係る有効期間内に休業の届け出が行われた場合は、再開の届け出がなされた日が属する年度の3月31日とする。

（遵守事項等）

第8条 認定ガイドの認定を受けた者がガイド行為を行うときは、別表2に掲げる事項を遵守しなければならない。但し、第11条第2項の休業の届け出を行った者については、この限りでない。

- 2 会長は、認定ガイドの認定を受けた者が、前項の遵守事項によらずガイド行為を行っていると認められるときは、当該ガイドに対し、必要な指導を行うことができる。

（認定の公表）

第9条 会長は、第4条第4項の認定をしたときは、ガイド活動に関する情報の一部を公表することができる。

（認定内容の変更等）

第10条 認定ガイドの認定を受けた者は、申請書の記載事項に変更があったときは、変更事由を記載した書類に認定証書を添えて会長に提出し、その訂正を受けるものとする。

- 2 認定ガイドの認定を受けた者は、第6条の認定ガイド認定証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、会長に申請して、認定証書の再発行を受けることができる。

（事業の廃止及び休止）

第11条 認定ガイドが当該認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

- 2 認定ガイドの認定を受けた者が、病気、介護、勉学等の理由により当該認定に係る業務を休止するときは、あらかじめその旨を会長に申請し、承認を得なければならない。
- 3 前項の休業の期間は、届け出の日から3年を超えてはならない。
- 4 第2項の休業の届け出を行った者が認定に係る事業を再び行うときには、会長にその旨を申請し、会長の承認を得なければならない。
- 5 前項の再開の届け出を行った者に係る認定の有効期間が経過していた場合においては、当該届け出を行った年度に限り、更新研修を修了した上で、第15条の更新手続きを行うことができる。

（認定の停止）

第12条 会長は、認定ガイドの遵守事項に適合しないと認められる事由が生じたときは、その認定を停止することができる。

- 2 会長は、前項により認定を停止した場合は、当該ガイドにその旨を通知する。
- 3 認定の停止を受けた者は、認定を停止された日から起算して1年以内に遵守事項に適合した場合は、認定の停止解除を申請することができる。但し、第7条の認定有効期間を越えて、

申請することはできない。

4 会長は認定の停止解除の申請を受けた場合は認定の停止を解除することができる。

#### (認定の失効)

第13条 認定ガイドへの認定は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

- (1) 前条の認定を停止された日から起算して、一年以内に遵守事項(別表2)に適合し、認定の停止の解除の申請が行われなかったとき。
  - (2) 第15条の認定の更新が行われずに、認定に係る有効期間が経過したとき。
  - (3) 休業の届け出を行った日から起算して、3年以内に事業の再開の届け出が行われなかったとき。
- 2 会長は、前項により認定を失効したときには、認定していたガイドにその旨を通知する。
- 3 認定の失効を受けたものは、再認定を希望する場合、登録ガイドの登録基準から再度満たさなければならない。

#### (認定の抹消)

第14条 会長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、審査部会に審査を依頼し、その結果を踏まえて、認定を抹消することができる。

- (1) 過失等の原因による重大な事故が生じたとき。
  - (2) 利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等が改善されないと認められるとき。
  - (4) 第8条第2項の指導がなされた場合であって、長期にわたり当該指導に係るガイド行為に改善が見られない場合。
- 2 会長は、前項により認定を抹消したときは、当該ガイドにその旨を通知する。
- 3 認定の抹消を受けた者は、認定が抹消された日から起算して3年間は、認定の申請を行うことができない。

#### (認定の更新)

第15条 認定ガイドの認定の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 屋久島ガイド認定更新申請書 (様式第5号)
  - (2) 別表3に掲げる提出書類
- 2 認定更新料は、第4条の定めを準用する。

#### (認定更新の拒否)

第16条 会長は、認定ガイドの認定を受けようとする者が別表3の認定更新基準に適合しないとき認められるときは、その認定の更新を拒否しなければならない。

#### (認定証書の返納)

第17条 認定ガイドの認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、会長に認定に係る認定証書を返納しなければならない。

- (1) 認定ガイドの認定が停止されたとき
- (2) 認定ガイドの認定を失効したとき
- (3) 認定ガイドの認定を抹消されたとき
- (4) 第11条第1項の事業の廃止の届け出又は同条第2項の休業の届け出を行ったとき

(運営部会)

第18条 会長は、認定申請時の基準・遵守事項・更新基準を改定する場合は、屋久島ガイド登録認定制度運営細則（以下「細則」という。）第2条に規定する屋久島ガイド登録認定制度運営部会（以下「運営部会」という。）の意見を聴くものとする。

(審査部会)

第19条 会長は、認定の申請又は第14条各号に掲げる事由が生じたと認められる場合は、細則第5条に定める審査部会に認定及び抹消の適否に関する審査を依頼する。

(苦情の通知及び調査並びに対処報告)

第20条 審査部会は、利用者や住民等から認定ガイドについて苦情が寄せられた場合は、必要に応じて当該ガイドに通知するとともに、内容を調査し、適切な対応を求めるものとする。

(事故の報告)

第21条 認定ガイドは、事業又は業務の遂行上、重大な事故が生じた場合は速やかに会長に報告するものとする。

2 報告を受けた会長は、その概要を認定ガイドに周知し、事故の再発防止に努めるものとする。

(調査)

第22条 会長は、認定の審査等において、関係する職員、運営部会及び審査部会の委員を派遣させて、調査させることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行時において、屋久島町エコツーリズム推進協議会の屋久島ガイドに登録している者は、要綱を施行した日から3年間は、この要綱の規定に基づき認定を受けた者とみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者のうち、年齢が55歳以上で10年以上の実務経験を有し、屋久島町エコツーリズム推進協議会が実施する屋久島学試験に合格した者は、その有効期間を3年間延長するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1) 認定申請時の基準及び提出書類

項目	基準	提出書類
①「認定ガイド心得」「ガイド事業共通ルール」への同意	様式第2号に掲げる認定ガイド心得、ガイド事業共通ルールに同意すること	様式第2号
②保険の完備	ガイド活動中の賠償責任保険に加入していること	契約書等の写し
③救急法の受講	日赤の救命講習又は消防等が行っている普通救命講習以上の講習の受講経験があること (「普通救命講習以上」の基準は協議会事務局の判断に委ねる。)	過去1年以内の普通救命講習等の受講修了証あるいは有効期間内の各種救命講習受講修了証の写し
④登録ガイドとして活動していること	屋久島町エコツアーリズム推進協議会が求めるガイドの資質を理解していること	有効期間内の登録ガイド登録証書の写し
⑤ガイド活動に必要な専門資格を有すること	利用客に安心安全なガイド技術を提供する能力を有していること	有効期間内の各専門資格を証する書類の写し (1) 認定を受けるエコツアーの種類が山岳部である場合は、公益社団法人日本山岳ガイド協会が実施する自然ガイドステージI同等以上の資格を有していること。 (2) 認定を受けるエコツアーの種類がリバーカヤックである場合は、JRCAが実施するリバージュニア又はJSCAが実施するベーシック以上の資格を有していること。 (3) 認定を受けるエコツアーの種類がシーカヤックである場合は、JRCAが実施するシーシニア又はJSCAが実施するカヤックインストラクターI以上の資格を有していること。 (4) 認定を受けるエコツアーの種類がスクーバダイビングである場合は、Cカード協議会を構成する団体が実施するダイビングインストラクターの資格を有していること。

⑥実務実績	屋久島町内において2年以上の実務経験があり、200日または200回以上の実務実績があること ※実務実績には、活動フィールドの維持管理やガイド活動の質を向上する研修等の参加回数も対象とする。 (起算日は登録ガイドに登録された日からとする。)	出勤簿、傷害保険申請書等
⑦屋久島学試験に合格していること	屋久島町内でガイド活動を行う上で必要なガイド技術、地域の文化、保護施策、気象等の理解を計る屋久島学試験に合格していること	屋久島学試験合格証の写し
⑧ガイド資格団体に加入していること	ガイド間の連携を図るために屋久島町内のガイド資格団体(屋久島山岳ガイド連盟、屋久島ダイビング事業者組合、屋久島水域ガイド連盟)に加入していること	各団体に加入していることが分かる書類の写し
⑨健康診断書等の写し	ガイドを行う上で良好な健康状態を保っていること	過去3年以内の特定健診、人間ドックの結果または健康診断書の写し
⑩住民票	申請前3月以内に発行された、屋久島町の住民であることが証明できる住民票を有していること	住民票の写し(3月以内)
⑪地域行事への参加履歴	居住地の地域活動に参加し、ガイド活動の理解に取り組んでいること (区長等による証明)	様式第4号
⑫屋久島研究講座等の受講 (別表2 遵守事項④)	公益財団法人屋久島環境文化財団が開催する屋久島研究講座か、屋久島町エコツーリズム推進協議会が研究講座として指定する講演会等を毎年度1回以上受講していること	過去3年度分(各年度1講座計3講座)の受講修了証の写し

(別表2) 遵守事項

項 目	基 準
①「認定ガイド心得」「ガイド事業共通ルール」に同意	遵守すること
②保険の完備	ガイド活動中の賠償責任保険に加入していること
③救急法の受講	日赤の救命講習又は消防等が行っている普通救命講習以上の講習の受講経験があること (「普通救命講習以上」の基準は審査部会の判断に委ねる)
④屋久島研究講座等の受講	公益財団法人屋久島環境文化財団が開催する屋久島研究講座か、屋久島町エコツーリズム推進協議会が研究講座と

	して指定する講演会等を毎年度 1 回以上受講していること
--	------------------------------

(別表3) 認定更新時の基準及び提出書類

項目	基準	提出書類
①「認定ガイド心得」 「ガイド事業共通ルール」への同意	様式第2号に掲げるガイド事業共通ルールに同意すること	様式第2号
②保険の完備 (別表2 遵守事項②)	ガイド活動中の賠償責任保険に加入していること	契約書等の写し
③救急法の受講 (別表2 遵守事項③)	日赤の救命講習又は消防等が行っている普通救命講習以上の講習の受講経験があること(「普通救命講習以上」の基準は審査部会の判断に委ねる)	過去1年以内の普通救命講習の受講修了証あるいは有効期間内の各種救命講習受講修了証の写し
④屋久島研究講座等の受講 (別表2 遵守事項④)	公益財団法人屋久島環境文化財団が開催する屋久島研究講座か、屋久島町エコツーリズム推進協議会が研究講座として指定する講演会等を毎年度1回以上受講していること	過去3年度分(各年度1講座計3講座)の受講修了証の写し
⑤認定ガイド認定証書	認定ガイド認定証書を有していること	有効期間内の認定ガイド認定証書の写し
⑥認定更新研修の修了	屋久島町エコツーリズム推進協議会が実施する認定更新研修を修了していること	過去3年以内の修了証の写し
⑦健康診断書等の写し	ガイドを行う上で良好な健康状態を保っていること	過去3年以内の特定健診、人間ドックの結果または健康診断書の写し
⑧住民票	申請前3月以内に発行された、屋久島町の住民であることが証明できる住民票を有していること	住民票の写し(3月以内)
⑨各専門資格を証する書類 (別表1 ⑤同様)	別表1 ⑤と同様の資格を継続して有していること	各専門資格を証する書類の写し
⑩ガイド資格団体に加入していること (別表1 ⑧同様)	ガイド間の連携を図るために屋久島町内のガイド資格団体(屋久島山岳ガイド連盟、屋久島ダイビング事業者組合、屋久島水域ガイド連盟)に加入していること	各団体に加入していることが分かる書類の写し
⑪地域行事への参加履歴 (別表1 ⑪同様)	居住地の地域活動に参加し、ガイド活動の理解に取り組んでいること (区長等による証明)	様式第4号



申請書受付	年 月 日	受付者：
受付番号：	号	

「認定ガイド」認定申請書

令和 年 月 日

屋久島町エコツーリズム推進協議会  
会長 荒木 耕 治 殿

申請者  
現住所  
連絡先  
氏 名 印  
生年月日 西暦 年 月 日  
登録年月日 西暦 年 月 日  
事業所名 (屋号)  
事業所所在地

私は、認定ガイド認定制度実施要綱第3条に基づき認定を受けたいので、同実施要綱に記載された事項を了承の上、下記の資料を添付して申請します。

記

1 別表1に掲げる提出書類

- ・「認定ガイド心得」「ガイド事業共通ルール」等への同意書 (様式第2号)
- ・賠償責任保険契約書類の写し等、保険契約の内容が分かる書類
- ・救急法受講修了証の写し

(普通救命講習は過去1年以内、その他の各種救命講習は有効期間内の受講修了証の写し)

- ・有効期間内の登録ガイド登録証書の写し
- ・フィールドごとの専門資格を証する有効期間内の書類の写し
- ・ガイドの実務実績を証する書類 (出勤簿、傷害保険申請書等)

(登録ガイドとして屋久島町内において2年以上の実務経験があり、過去3年間に200日以上の実務実績があること)

- ・屋久島学試験合格証の写し
- ・屋久島町内で構成するガイド活動団体 (事業者組合等) に加入していることの証明等の写し
- ・健康診断書の写し
- ・申請前3月以内に発行された屋久島町民であることが証明できる住民票の写し
- ・地域行事への参加履歴の記録 (様式第4号)
- ・屋久島研究講座等の受講修了証の写し (各年度1講座計3講座分)

### 認定ガイド心得

屋久島は世界自然遺産に登録され、世界に誇りうる原生的な自然を有しています。私たち「認定ガイド」は、優れた屋久島の自然の中でガイドという仕事を通じて多くの人々に自然のすばらしさを紹介し、理解していただくことで、自然と共生する町づくり、並びに世界的に関心事となっている自然環境の保全に寄与しているのだという誇りを持って、エコツーリズム憲章・屋久島憲章を尊重し、次の心得に基づき活動します。

- 一、認定ガイドとして「責任」を持って、屋久島の自然環境の保全に努めます。
- 二、認定ガイドとしての「自覚」を持って、屋久島の自然を通して自然のすばらしさ、大切さを伝えていきます。
- 三、認定ガイドの「役割」として、地域に根ざした活動を行います。

### ガイド事業共通ルール

1. 利用者の安全を最優先に考え行動する。
2. ツアー開始時に自己の活動するフィールドに関わる気象警報が発令されている時は、ガイド活動は行わない。（噴火警報等により立ち入りが規制されている場所には入らない。）積雪等による車両通行止めの際は、県道及び町道には車を乗り入れない。
3. ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝える。
4. 屋久島世界自然遺産地域等に関わる環境保全関係法令を遵守する。
5. 特定資格を必要とする活動については、資格を有さない者は行わない。
6. 各集落の水源の取水口箇所より上流（約一キロ）の沢でのガイド活動は、行わない。
7. 水場の上流を汚さない、踏み込まない、水質汚染防止に留意する。
8. トイレのないところで用を足すときは、携帯トイレの利用等、環境保全に努める。
9. 花之江河等の湿原には踏み込まない。
10. 怪我・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。
11. 野生動物に餌を与えない。
12. 心得や共通ルールに基づいて、来訪者に対してより良い利用の協力を促す。
13. 山に動物を連れて行かない。（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く。）
14. ガイドの活動する地域の農業者、林業者、漁業者、その他企業や居住者とのトラブルや苦情が発生しないよう、事前の理解を求めるようにする。
15. 祠などの神聖な場所の環境をけがさない。
16. 万が一の時に備えて、非常時の救急道具、携帯トイレを装備する。
17. 休憩等に伴う自然環境への影響、快適な利用環境の創出、利用者の安全管理のために、1名のガイドが引率する人数は、7名程度までとする（白谷雲水峡の弥生杉コース、ヤクスギランドの30分・50分コースを除く）。
18. ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝え、装備不十分な登山者はツアーに参加させない。

19. 心身の状態からツアー参加や継続が難しいと判断されるツアー客は参加を断る、あるいは途中棄権を促す。
20. 利用者に対して利用ルールやトイレの場所等を事前に説明する。
21. ツアー中に異常を発見した場合は、関係機関・関係者に報告する。
22. 荒川登山バスの円滑な運行に協力する。

① 山の共通ルール・マナー

1. 渡渉点が増水している場合は、無理に渡らない。
2. 基本的にスプレーやテープなどの目印をつけない。
3. ガイド中は自然環境に配慮し、貴重な自然資源の保全を積極的に行う。
4. 避難小屋や休憩所は譲り合って使用する。
5. 山中のトイレを使用する際は、生理用品等は持ち帰るよう利用者に呼びかける。

② 川の共通ルール・マナー

1. カヌー利用の際に、川幅の狭いところを通過する場合は譲り合う。
2. 安房川を利用する場合は正規の駐車場に駐車する。

③ 海の共通ルール・マナー

●全事業者

1. 水辺のレスキュー技術は現専門的なレスキュー技術の講習を受けておく。
2. ツアー時の安全確保のため常に浮力体の装備を準備しておく。
3. 天候が不安定な場合には、海況判断は慎重に行う。
4. 釣り人や地元の方との無用なトラブルを避けるため、自ら率先したコミュニケーションを取るよう心がける。

●シーカヤック

1. 港内では海上交通ルールを遵守し、漁船等の航行を妨げないよう安全な利用を心がける。
2. 港内と港の出入り口は基本的に右側通航を行う。
3. シーカヤックは、港のつくり、防波堤や消波ブロック等の環境要因で、やむを得ず左側通航や航路横断を行うこともあるため、港内、出入港時にはリーダー艇には高さ1メートルほどの視認性の良い旗を立てて、動力船からは見えにくい自分たちの存在と動きをはっきりと相手に伝える。
4. 港内での練習は必要最低限とする。
5. 一湊港、宮之浦港、安房港、栗生港内で、船が停泊する場所は利用しない。
6. カヤックの場合はフラッグなどを掲げ自分の存在を知らせる。

●ダイビング・シュノーケリング

1. ダイビング・シュノーケリング共通ルール

- ・港付近や航路になる所では船舶の妨げにならないよう、ダイビングやシュノーケリング等を行わない。
- ・屋久島スキューバダイビング事業者組合加盟店以外のショップや個人グループについては窓口になったショップが事前に他組合加盟店に連絡を回し、責任を持って自主ルールへの賛同を求める。

2. 一湊タンク下（一湊赤灯台先ポイント）

- ・ビーチダイビングの際、車は堤防の反対側に奥から駐車する。
- ・船の航路に一部重なるので基本的に水面移動やシュノーケリングは禁止する。  
（ただし迷子やはぐれた時の緊急時はこの限りではない。）

3. 一湊クレーン下（一湊海水浴場奥元ヤクデン荷揚げ場鉄橋後）

- ・現地集合の際、レンタカーなどの車両は乗入禁止とする。

4. 元浦

- ・車を駐車する場合は海側の芝生へは乗入せず、一海水浴場側を利用する。夏の繁忙期などは第2駐車場を利用する。

5. 吉田

- ・駐車は港奥の砂利スペースを利用する。

6. 原

- ・港奥の水路は潜水可能とする。

7. 平内

- ・帰港中の船に分かるように、潜水時は必ずダイビングフラッグを港近くの目立つ所に立てる。

④ウミガメに関する共通ルール・マナー

1. 永田浜と栗生浜でウミガメ等を観察する際は、地域の自主ルールに従って観察する。

私は、上記認定ガイド心得を遵守し、ガイド事業共通ルールに同意します。

また、認定後は認定ガイドとして研鑽を積み、地域振興に貢献し、ガイドの社会的地位の向上に努めます。

令和 年 月 日

氏名

印

# 認定ガイド認定証書

## Certification Card

### 様

あなたは、当協議会が掲げるエコツアーリズムの主旨に則り、自己の研鑽とガイド業の資質向上に努め、当協議会の定める認定ガイドへの認定要件を全て満たしました。

よってここに、屋久島町の自然環境保護と地域振興を牽引していかれることを期待し、屋久島町エコツアーリズム推進協議会認定ガイドとして認定します

認定番号 CN \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

屋久島町エコツアーリズム推進協議会 会長 荒木 耕治

Yakushima-town ecotourism Promotion Council

# 地域行事への参加証明書

屋久島町エコツーリズム推進協議会（登録ガイド ・ 認定ガイド）

\_\_\_\_\_ が、下記の行事に参加したことを証明します。

## 記

### 地域行事等（該当する行事に○をしてください）

- |                  |               |                                   |               |                 |
|------------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 集落内の清掃           | 郷土芸能          | 十五夜綱引き<br>の準備・片づけ                 | 区民運動会<br>への参加 | 鬼火焚き<br>の準備・片づけ |
| 青年団活動<br>への従事    | 消防団活動<br>への従事 | スポーツ少年<br>団への指導                   | 岳参りの参加        | 盆踊り<br>の準備・片づけ  |
| 集落の祭り<br>の準備・片づけ | 育成会活動<br>への参加 | 町の行事に集落代表として参加<br>(体育祭、駅伝、郷土芸能など) |               |                 |
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

屋久島町エコツーリズム推進協議会 会長 殿

証明日： 年 月 日

集落名	
集落での職名	
証明者名	㊟

区長証明日： 年 月 日

区長名	㊟
-----	---

※ 区長が証明できる場合は、集落名・区長の署名押印のみ

申請書受付	年 月 日	受付者：
受付番号：		

## 「認定ガイド」更新申請書

令和 年 月 日

屋久島町エコツアーリズム推進協議会  
会 長 荒木 耕治 殿

申請者

現住所 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 西暦 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
認定年月日 \_\_\_\_\_ 西暦 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
事業所名(屋号) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

私は、認定ガイド認定制度実施要綱第15条に基づき認定の更新を受けたいので、同実施要綱に記載された事項を了承の上、下記の資料を添付して申請します。

### 記

#### 1 別表3に掲げる提出書類

- ・「認定ガイド心得」「ガイド事業共通ルール」への同意（様式第2号）
- ・賠償責任保険契約書類の写し等、保険契約の内容が分かる書類
- ・救急法受講修了証の写し  
(普通救命講習は過去1年以内、その他の各種救命講習は有効期間内の受講修了証の写し)
- ・屋久島研究講座等の受講修了証の写し（各年度1講座計3講座分）
- ・有効期間内の認定ガイド認定証書の写し
- ・過去3年以内の認定更新研修の修了証の写し
- ・過去1年以内の健康診断書の写し
- ・申請前3月以内に発行された住民票の写し
- ・フィールドごとの専門資格を証する有効期間内の書類の写し
- ・屋久島町で構成するガイド活動団体（事業者組合等）に加入していることの証明等の写し
- ・地域行事への参加履歴の記録（様式第4号）